



# 山形県公報

平成20年6月13日(金)  
第1950号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                        |     |
|------------------------------------|------------------------|-----|
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 経営安定対策課 ) ...        | 869 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                 | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ...    | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | ( 村山総合支庁建築課 ) ...      | 870 |
| 県道の供用の開始.....                      | ( 村山総合支庁西村山建設総務課 ) ... | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | ( 庄内総合支庁建築課 ) ...      | 同   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 直接請求に必要な有権者の数..... | 871 |
|--------------------|-----|

### 公 告

|                          |                     |     |
|--------------------------|---------------------|-----|
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....     | ( 情報企画課 ) ...       | 同   |
| 指定管理者の募集.....            | ( 置賜総合支庁建設総務課 ) ... | 872 |
| 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施..... | ( 公安委員会 ) ...       | 同   |
| 一般競争入札の公告.....           | ( 同 ) ...           | 873 |

## 告 示

### 山形県告示第575号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.50%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年4月18日から適用する。
- 平成20年4月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第576号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年6月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区の名称  
大富土地改良区
- 事務所の所在地  
東根市大字羽入714番地4

## 3 認可年月日

平成20年6月6日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第577号

次の開発行為は、完了した。

平成20年6月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成20年4月30日 指令村総建第5003号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町三河70番

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社 ローソン

## 山形県告示第578号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年6月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成20年6月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 中山三郷寒河江線

2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字水本字堰口115番3地先から  
同 109番5地先まで

## 3 供用開始の期日 平成20年6月13日

## 山形県告示第579号

次の開発行為は、完了した。

平成20年6月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成20年5月20日 指令庄総建第20号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

飽海郡遊佐町藤崎字茂り松15-1

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

酒田市宮内字六ツ新田61

藤井 祐樹

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年6月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,556人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 229,632人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 67,983人 | 村山市           | 7,737人  | 西村山郡 | 12,660人 |
| 米沢市         | 24,165人 | 長井市           | 8,269人  | 最上郡  | 13,449人 |
| 鶴岡市         | 38,393人 | 天童市           | 16,945人 | 東置賜郡 | 12,153人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 36,285人 | 東根市           | 12,453人 | 西置賜郡 | 9,415人  |
| 新庄市         | 10,710人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,052人  | 東田川郡 | 8,706人  |
| 寒河江市        | 11,674人 | 南陽市           | 9,444人  |      |         |
| 上山市         | 9,765人  | 東村山郡          | 7,677人  |      |         |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月13日

山形県知事

齋

藤

弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システムの擬似Web化移行事業に係るソフトウェア賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県政策推進部情報企画課給与システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 落札者を決定した日 平成20年4月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
- 5 落札金額 17,978,520円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行っ

た日 平成20年3月14日

米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 米沢ヘリポート
- (2) 所在地 米沢市八幡原二丁目444番9号

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 県内に主たる事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 法人等の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (11) 共同企業体においては、代表団体が決められていること。
- (12) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士のいずれにおいてもできないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成20年6月13日(金)から同年7月3日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県置賜総合支庁建設部建設総務課建設技術調整担当 郵便番号992-0012 米沢市金池七丁目1番50号 電話0238-26-6099  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年6月26日(木)から同年7月10日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年7月10日(木)までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成20年6月13日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

1 審査の種類

## (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(中型)
- ウ 技能検定員審査(普通)
- エ 技能検定員審査(大特)
- オ 技能検定員審査(大自二)
- カ 技能検定員審査(普自二)
- キ 技能検定員審査(牽引)
- ク 技能検定員審査(大型二種)
- ケ 技能検定員審査(中型二種)
- コ 技能検定員審査(普通二種)

## (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(中型)
- ウ 教習指導員審査(普通)
- エ 教習指導員審査(大特)
- オ 教習指導員審査(大自二)
- カ 教習指導員審査(普自二)
- キ 教習指導員審査(牽引)
- ク 教習指導員審査(大型二種)
- ケ 教習指導員審査(中型二種)
- コ 教習指導員審査(普通二種)

## 2 審査の期日及び場所

## (1) 期 日

平成20年7月14日(月)から同月18日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## (2) 場 所

天童市大字高楯1300番 山形県総合交通安全センター

## 3 審査の申請手続

## (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に提出すること。

## (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成20年6月23日(月)から同月27日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2150)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ICカード免許証記載内容確認装置(連続確認型)の賃貸及び保守サービスについて、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年6月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室(1階)

(2) 日 時 平成20年7月14日(月) 午前11時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 ICカード免許証記載内容確認装置(連続確認型)の賃貸及び保守サービス 一式

- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
天童市大字高揃1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加確認申請書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成20年6月23日(月)午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) (1)により提出された納入仕様書等については、調達をする物品及び役務の仕様に適合しているかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。